

様式コード
2202

名古屋木材
健康保険組合

健康保険被扶養者異動届

常務理事	事務長	課長	係

令和 年 月 日提出

事業主記入	事業所記号	1
	届出記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。	
	事業所所在地	〒
	事業所名称	
	事業主氏名	
電話番号	()	

受付印

社会保険労務士記載欄
氏名等

A 被保険者欄	① 被保険者整理番号	② (フリガナ) 氏名 (氏) (名)	③ 生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和 年 月 日	④ 性別	1.男 2.女
	⑥ 取得年月日	5.昭和 7.平成 9.令和 年 月 日	⑦ 収入 (年収)	円	⑧ 住民票住所	〒
	⑤ マイナンバー					

B 配偶者である被扶養者欄	① 氏名	(フリガナ) (氏) (名)	② 生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和 年 月 日	③ 性別 (続柄)	1.夫 3.夫(未届) 2.妻 4.妻(未届)
	⑦ 住民票住所	1.同居 2.別居	※同居の場合でも同上の記入が必要です		⑧ 電話番号	1.自宅 2.携帯 3.勤務先 4.その他 ()
	⑨ 被扶養者になった日	9.令和 年 月 日	⑩ 理由	1.配偶者の就職 2.婚姻(要 婚姻日証明) 3.離職(要 離職日証明) 4.収入減少 5.その他 ()	⑪ 職業	1.無職 4.その他 2.パート () 3.年金受給者 ⑫ 収入 (年収) 円
	⑬ 被扶養者でなくなった日	9.令和 年 月 日	⑭ 理由	1.死亡(令和 年 月 日) 2.離婚 4.75歳到達 3.就職 5.収入増加・収入増加見込 () 6.その他 ()	⑮ 備考	
	⑯ 海外特例要件に該当した日	9.令和 年 月 日	⑰ 理由	1.留学 2.同行家族 3.特定活動 4.海外婚姻 5.その他 ()	⑱ 理由	1.国内転入(令和 年 月 日) 2.その他 ()

↑ 第3号被保険者に該当等の場合は第3号被保険者届(年金機構ホームページに有)もご提出ください(健保の確認が必要です)。

C その他の被扶養者欄 1	① 氏名	(フリガナ) (氏) (名)	② 生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和 年 月 日	③ 性別	1.男 2.女	④ 続柄	1.実子・養子 2.1以外の子 3.父母・養父母 4.義父母 5.弟妹 6.兄弟 7.祖父母 8.曾祖父母 9.孫 10.その他()	
	⑥ 住民票住所	1.同居 2.別居	※同居の場合でも同上の記入が必要です		⑦ 海外特例要件	⑧ 理由	1.留学 2.同行家族 3.特定活動 4.海外婚姻 () 5.その他 ()	⑨ 理由	1.国内転入(令和 年 月 日) 2.その他 ()
	⑩ 被扶養者になった日	9.令和 年 月 日	⑪ 職業	1.無職 2.パート 3.年金受給者 4.小・中学生以下 5.高・大学生(年生) 6.その他()	⑫ 収入 (年収)	円	⑬ 理由	1.出生 2.離職 3.収入減 () 4.同居 5.その他 ()	
	⑭ 被扶養者でなくなった日	9.令和 年 月 日	⑮ 理由	1.死亡(令和 年 月 日) 2.離婚 4.75歳到達 3.就職 5.収入増加・収入増加見込 () 6.その他 ()	⑯ 備考		⑰ 理由	1.国内転入(令和 年 月 日) 2.その他 ()	
	⑱ 海外特例要件に該当した日	9.令和 年 月 日	⑲ 理由	1.留学 2.同行家族 3.特定活動 4.海外婚姻 5.その他 ()	⑳ 理由	1.国内転入(令和 年 月 日) 2.その他 ()			

C その他の被扶養者欄 2	① 氏名	(フリガナ) (氏) (名)	② 生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和 年 月 日	③ 性別	1.男 2.女	④ 続柄	1.実子・養子 2.1以外の子 3.父母・養父母 4.義父母 5.弟妹 6.兄弟 7.祖父母 8.曾祖父母 9.孫 10.その他()	
	⑥ 住民票住所	1.同居 2.別居	※同居の場合でも同上の記入が必要です		⑦ 海外特例要件	⑧ 理由	1.留学 2.同行家族 3.特定活動 4.海外婚姻 () 5.その他 ()	⑨ 理由	1.国内転入(令和 年 月 日) 2.その他 ()
	⑩ 被扶養者になった日	9.令和 年 月 日	⑪ 職業	1.無職 2.パート 3.年金受給者 4.小・中学生以下 5.高・大学生(年生) 6.その他()	⑫ 収入 (年収)	円	⑬ 理由	1.出生 2.離職 3.収入減 () 4.同居 5.その他 ()	
	⑭ 被扶養者でなくなった日	9.令和 年 月 日	⑮ 理由	1.死亡(令和 年 月 日) 2.離婚 4.75歳到達 3.就職 5.収入増加・収入増加見込 () 6.その他 ()	⑯ 備考		⑰ 理由	1.国内転入(令和 年 月 日) 2.その他 ()	
	⑱ 海外特例要件に該当した日	9.令和 年 月 日	⑲ 理由	1.留学 2.同行家族 3.特定活動 4.海外婚姻 5.その他 ()	⑳ 理由	1.国内転入(令和 年 月 日) 2.その他 ()			

※認定の場合は現況届と現況届裏面に記載の各添付書類が必要です。

この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。(ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。)なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等に著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。